

(KC1) 土木学会フェロー審査委員会規則

平成6年3月18日	制 定
平成10年7月31日	一部改正
平成13年4月20日	〃
平成18年4月21日	〃
平成21年3月19日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃
平成25年1月18日	〃

(目的)

第1条 土木学会フェロー審査委員会（以下「委員会」という。）は、「土木学会フェロー制度に関する規程」（以下「規程」という。）に基づき、フェロー申請者がフェロー会員としてふさわしいかどうかを審査することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、本人からの申請書に基づいてフェロー会員にふさわしいかどうかを審査し、審査結果を理事会へ報告する。

2 審査の手順は次のとおりとする。

(1) 申請資格の確認と審査方式

申請資格が規程第2条(1)～(3)のいずれに該当するかを確認する。申請資格が規程第2条(1)に該当する場合には委員会に付議し以下(3)、(4)、(5)の手順で審査する。規程第2条(2)、(3)のいずれかに該当する場合にはフェロー審査委員会委員長が本人からの申請書（様式2）に基づいて以下(2)、(3)の条件を満足しているかを審査し、委員会で報告する。

(2) 規程第2条(2)に相当する条件

次のいずれかに該当する場合とする。

- 1) 土木学会の理事、監事、支部長、委員会（特別委員会を除く）の委員長の任にある、またはその経験のある正会員。
- 2) 土木学会の功績賞、国際貢献賞、論文賞、吉田賞（論文部門）、田中賞（論文部門）を受賞し、その業績において主たる貢献をなした正会員。

(3) 推薦者の確認

委員会は規程第2条による申請については推薦者1名がフェロー会員であることを確認する。

(4) フェロー申請の資格の確認

委員会は、本人からの申請書（様式1）に基づき、次の各号のすべてに該当するかを確認する。なお、土木学会長の推薦による者については、学会歴、経歴等を含め、総合的に判断する。

- 1) 見識に優れ、本会会員の手本になると認められた者。
- 2) 土木分野において責任ある立場で、おおむね10年以上業務を遂行してきた者。
- 3) 学会員としての経歴が20年以上の者。

ただし、土木学会名誉会員推薦規程の変更（平成22年1月22日 理事会議決）に伴う影響の緩和処置について、申請時に年齢が55歳以上の会員の学会歴は10年以上、54歳から46歳の会員の学会歴は { (55 - 申請時の年齢) + 10 } 年以上とする。

(5) フェロー会員としてふさわしいかどうかの審査

委員会は、有資格者の中から本人の申請および1名の推薦者の推薦理由に基づき、申請者の能力と業績を評価して、申請者がフェロー会員としてふさわしいかどうかを審査する。

(6) 理事会への報告

委員会は審査結果を理事会へ報告する。

(構成)

第3条 委員会の構成員は、委員長1名を含め、20名以内で構成する。

(委員長・委員の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、会員・支部部門担当理事の中から会長が指名する。

(2) 委員は、理事・監事及び会員の中から委員長が選任する。

2 会員・支部部門担当理事である委員長および委員の任期は、当該理事の任期期間とする。他の委員の任期は、原則として2年とし、重任を妨げない。また、半数交代を原則とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。委員会は、原則として年2回開催する。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、会員・企画課とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成6年3月18日 理事会議決） この内規は、平成6年3月18日から施行する。

附則（平成10年7月31日 理事会議決） この変更内規は、平成10年7月31日から施行する。

附則（平成13年4月20日 理事会議決） この変更内規は、平成13年4月20日から施行する。

附則（平成18年4月21日 理事会議決） この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。

附則（平成21年3月19日 理事会議決） この変更内規は、平成21年3月19日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。

附則（平成25年1月18日 理事会議決） この変更規則は、平成25年1月18日から施行する。